

瀬戸内からみた邪馬台国のありか

～邪馬台国論争！ひろしまは^{かや}蚊帳の外か・・・～

伊藤 実

(公財) 広島県教育事業団
埋蔵文化財調査室

はじめに

古代国家成立史に大きく関わる謎の女王国。

江戸時代からその所在地について、近畿と九州の綱引きが始まりました。

論争の真ん中であって、ほとんど話題にならないのが中国地方、わけても広島です。

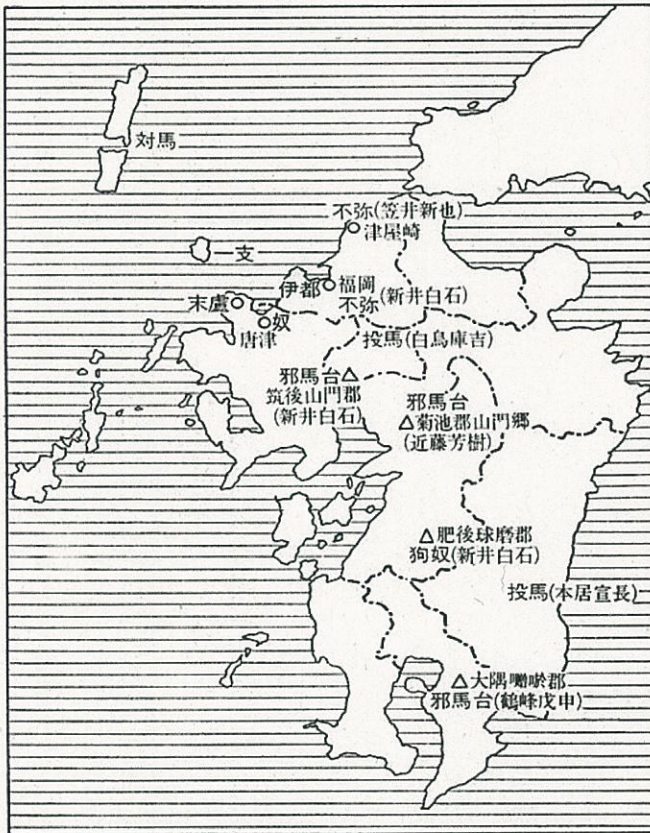
そこで視点を広島に置き、これまでの近畿説と九州説を中立の立場で考えてみます。

1. 邪馬台国論争

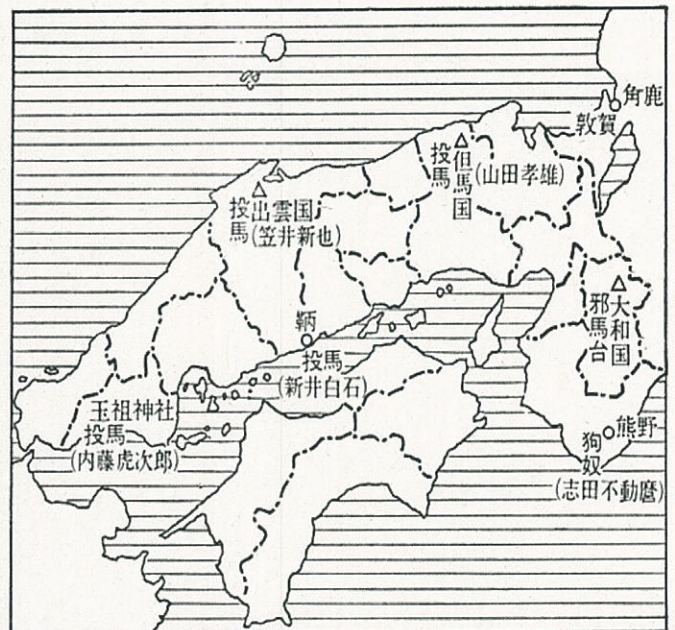
『日本書紀』(720 年) 魏志倭人伝を引用・・・卑弥呼≡神功皇后

新井白石 (1675～1725) 「魏志は実録にて候・・・」・・・(大和説)

本居宣長 (1730～1801) 「(魏志は) 非なる事いとおほし」・・・(九州説)



1 邪馬台国の比定地 (九州説) 【参考文献 3-p104 より】



2 邪馬台国の比定地 (大和説) 【参考文献 3-p119 より】

2. 邪馬台国とは何か

邪馬台国は『魏志倭人伝』に記された 2～3 世紀の日本列島に存在したとされる国。

邪馬台国の女王・卑弥呼は 29 か国を統括した倭王にすぎないが、日本の古代国家の出発点として大きく評価されている。



3 3 世紀前半の東アジアの国々 【参考文献 12-p103 より】

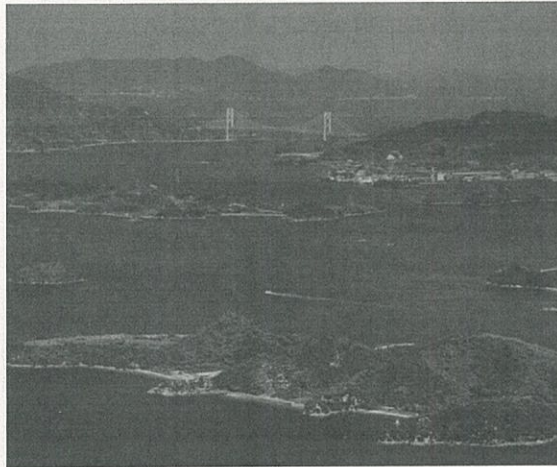
3. 瀬戸内と邪馬台国

仮に、邪馬台国が近畿地方にあったとしたら、邪馬台国の使い（『魏志倭人伝』に登場する難升米や都市牛利、掖邪狗など）や魏の使い（梯儁や張政など）が瀬戸内を通ったはずだが……。

そうした痕跡は瀬戸内の遺跡からはほとんど感じられない。

『魏志倭人伝』には、韓国から九州本土に渡るまでの地勢がやや詳細に記述されているが、伊都国以降は地勢の記述はなく、もちろん瀬戸内海の多島海の記述もない。

また倭人の風貌や習俗などもかなり詳細に記述されるが、瀬戸内以東で盛んだった銅鐸の祭りの記述もない。



4 瀬戸内海の多島海



5 加茂岩倉遺跡（島根県）の銅鐸群

4. 邪馬台国から倭国そして日本へ

日本列島に邪馬台国があったとされる2～3世紀ごろを境に、それまでの弥生時代から列島の大部分に前方後円墳が造られる古墳時代へと列島の政治体制は大きく変化する。

古墳時代は、前方後円墳という墓づくりの習俗を頂点に列島の大部分（東北地方南部から南九州まで）に墓づくりの方法とその祭式を手段として、統合理念が共有される緩やかな連合政体が形成されたと考えられていて、これは前方後円墳体制＝前方後円墳時代＝倭国＝初期国家とする考え方が支配的である。

4～6世紀の初期国家・倭国は、大和盆地において、7世紀後半には強力な中央集権的古代国家として成長し、国号も倭国から日本へと変わる。

邪馬台国は、こうした古代国家への歩みの始動期の政体として、その所在地はもちろんその政治の実態の解明が注目されてきたのである。



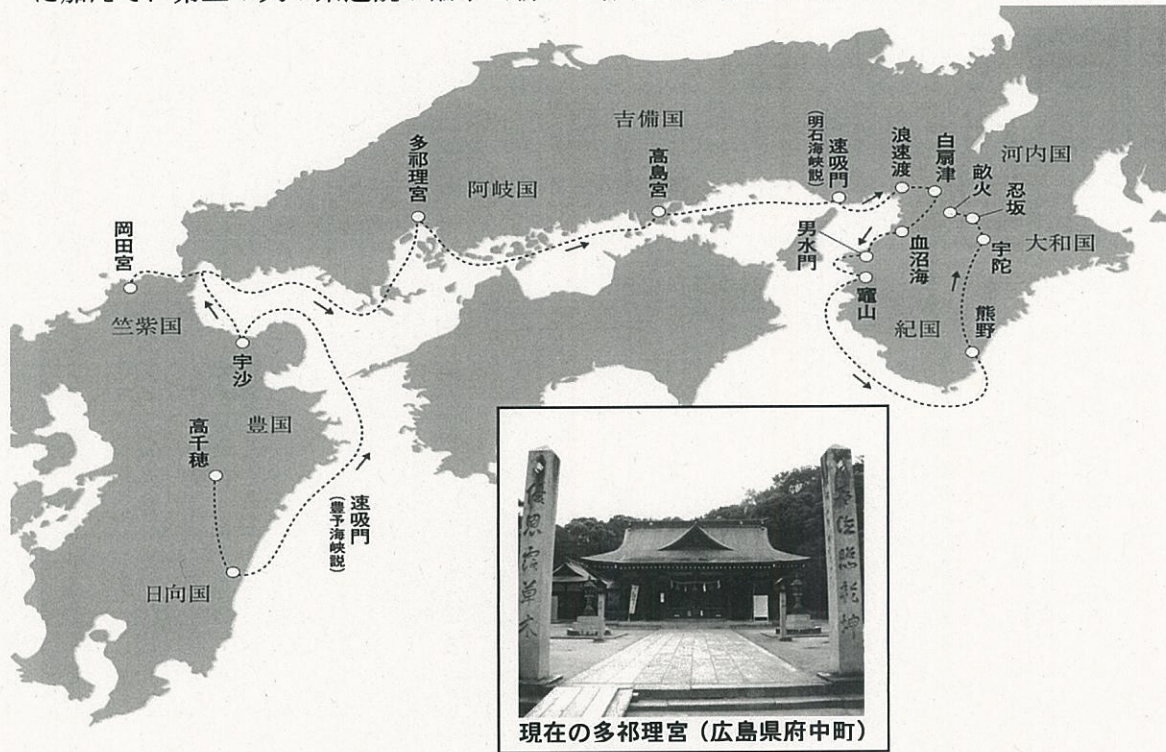
6 箸墓古墳と大和古墳群（奈良盆地東南部）



7 箸墓古墳の築造時の形復元模型（国立歴史民俗博物館）

5. 『日本書紀』から考えられる邪馬台国東遷の可能性

『日本書紀』には、初代天皇となる神武天皇の東征説話がある。説話は、神武天皇が日向の国から瀬戸内海を通過して大和盆地に入り、橿原の地で初代天皇として即位するという筋書き。この説話は、実証は不可能で、神武天皇そのものも実在性が疑わしいとされるが、初期国家の成立にあたって、西から東への政治勢力の移動や逆転があったことの伝承がこうした建国神話に反映されているとする考え方も根強い。ここに邪馬台国九州説、近畿説に加えて、第三の矢？東遷説が論争当初から存在する根拠でもある。



8 『日本書紀』に記された神武天皇東征経路 (平凡社『別冊太陽 古事記』2012年より)

おわりに

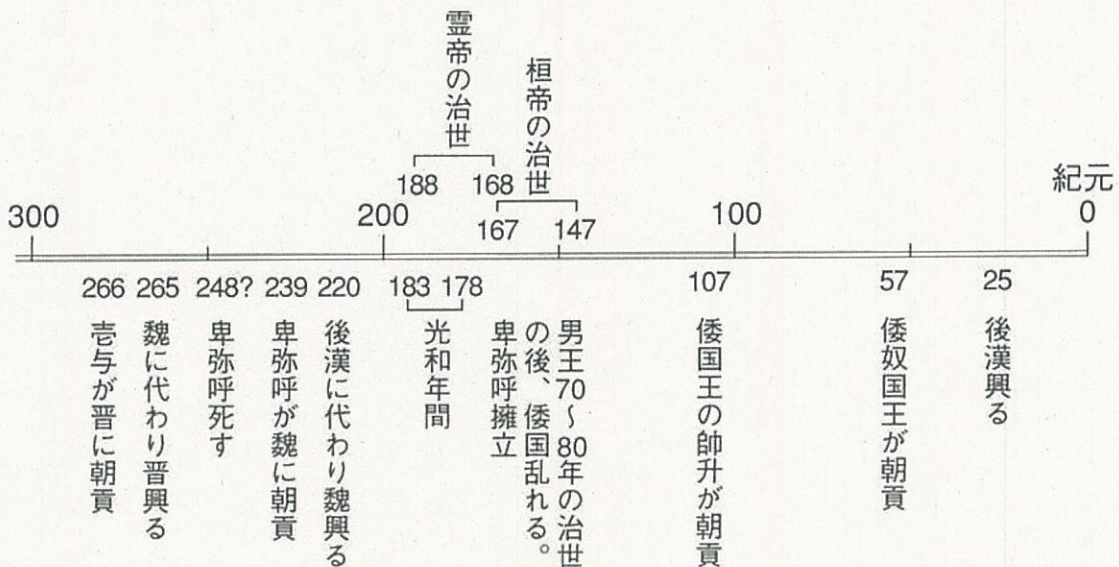
『魏志倭人伝』によると、2世紀後半の「倭国(大)乱」後に国々によって共立された女王「卑弥呼」の邪馬台国が統括する倭国はいわゆる連合国家と考えられる。つづく古墳時代のヤマト政権(大和政権・畿内政権)も、連合政権である。ともに政権構造は似ていると考えられ、所在地の問題は別として、古代国家(中央集権国家)に至る道程のなかにあったといえる。

参考文献

1. 石原道博編『新訂魏志倭人伝 他三篇』(岩波文庫) 1951年
2. 松本清張『古代史疑』(中公文庫) 1974年
3. 佐伯有清『研究史邪馬台国』吉川弘文館 1971年
4. 大阪府立弥生文化博物館(図録)『卑弥呼の世界』1991年
5. 佐原真ほか『邪馬台国研究-新たな視点-』朝日新聞社 1996年
6. 読売新聞社『魏志倭人伝と邪馬台国』(読売ブックレットNo. 10) 1998年
7. 大阪府立弥生文化博物館(図録)『卑弥呼誕生-畿内の弥生社会からヤマト政権へ-』1999年
8. 佐伯有清『魏志倭人伝を読む(上)(下)』(歴史文化ライブラリー104・105) 吉川弘文館 2000年
9. 竹内康浩『「正史」はいかに書かれてきたか』(大修館書店) 2002年
10. 井波律子『「三国志」を読む』(岩波セミナーブックス 91) 2004年
11. 大阪府立弥生文化博物館・九州国立博物館(図録)『邪馬台国-九州と近畿-』2010年
12. 高島忠平ほか『研究最前線邪馬台国-いま,何が,どこまで言えるのか-』朝日新聞出版 2011年
13. 愛媛県歴史文化博物館(図録)『邪馬台国時代の伊予・四国』2011年

		日本のできごと	大陸でのできごと
縄文時代	晩期		
	550	北部九州に稲作技術が伝わる	453年 韓・魏・趙・燕・斉・楚・秦の戦国時代
	早期		
	400		
	前期		
弥生時代	前期	須玖遺跡群が造られる	221年 秦が中国を統一 202年 劉邦が皇帝となり漢が成立
	中期	奴国が成立	108年 朝鮮半島に楽浪郡など四郡を設置
	後期	57年 後漢の光武帝より金印を授かる 107年 倭国王帥升等が後漢に遣いを送る	8年 王莽が皇帝となり新が成立 25年 劉秀が皇帝となり後漢が成立
古墳時代	200		
	前期	239年 倭の女王が魏に遣いを送る	220年 後漢滅亡

9 邪馬台国の時代の日本と中国比較年表



10 邪馬台国の時代と中国の関係年表 (参考文献 6-p75 より)

烏丸鮮卑東夷傳第三十

其國本亦以男子爲王，住七八十年，倭國亂，相攻伐歷年，乃共立一女子爲王，名曰卑彌呼，事鬼道，能惑衆，年已長大，無夫婿，有男弟佐治國。自爲王以來，少有見者。以婢千人自侍，唯有男子一人給飲食，傳辭出入。居處宮室樓觀，城柵嚴設，常有人持兵守衛。

女王國東渡海千餘里，復有國，皆倭種。又有侏儒國在其南，人長三四尺，去女王四千餘里。又有裸國、黑齒國復在其東南，船行一年可至。參問倭地，絕在海中洲島之上，或絕或連，周旋可五千餘里。

景初二年六月，倭女王遣大夫難升米等詣郡，求詣天子朝獻，太守劉夏遣吏將送詣京都。其年十二月，詔書報倭女王曰：「制詔親魏倭王卑彌呼，帶方太守劉夏遣使送汝大夫難升米、次使都市牛利奉汝所獻男生口四人，女生口六人、班布二匹二丈，以到。汝所在踰遠，乃遣使貢獻，是汝之忠孝，我甚哀汝。今以汝爲親魏倭王，假金印紫綬，裝封付帶方太守假授汝。其綏撫種人，勉爲孝順。汝來使難升米、牛利涉遠，道路勤勞，今以難升米爲率善中郎將，牛利爲率善校尉，假銀印青綬，引見勞賜遣還。今以絳地交龍錦五匹、(一)絳地縹粟罽十張、襜絳五十匹、紺青五十匹，答汝所獻貢直。又特賜汝紺地句文錦二匹、細班華罽五張、白絹五十匹、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、眞珠、鉛丹各五十斤，皆裝封付難升米、牛利還到錄受。悉可以示汝國中人，使知國家哀汝，故鄭重賜汝好物也。」

(一)臣松之以爲地應爲縹，漢文帝著皂衣謂之弋縹是也。此字不體，非魏朝之失，則傳寫者誤也。

正始元年，太守弓遵遣建中校尉梯儻等奉詔書印綬詣倭國，拜假倭王，并齎詔賜金、帛、錦罽、刀、鏡、采物，倭王因使上表答謝恩詔。其四年，倭王復遣使大夫伊聲耆、掖邪狗等八人，上獻生口、倭錦、絳青練、絺衣、帛布、丹木、狢、短弓矢。掖邪狗等壹拜率善中郎將印綬。其六年，詔賜倭難升米黃幢，付郡假授。其八年，太守王頎到官。倭女王卑彌呼與狗奴國男王卑彌弓呼素不和，遣倭載斯、烏越等詣郡說相攻擊狀。遣塞曹掾史張政等因齎詔書、黃幢，拜假難升米爲檄告諭之。卑彌呼以死，大作冢，徑百餘步，狗葬者奴婢百餘人。更立男王，國中不服，更相誅殺，當時殺千餘人。復立卑彌呼宗女壹與，年十三爲王，國中遂定。政等以檄告諭壹與，壹與遣倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人送政等還，因詣臺，獻上男女生口三十人，貢白珠五千，孔青大句珠二枚，異文雜錦二十四。

原文

読み下し

現代語訳

倭人在帶方東南大海之中依山島爲國邑舊百餘國漢時有朝見者今使譯所通三十國從郡至倭循海岸水行歷韓國乍南乍東到其北岸狗邪韓國七千餘里始度一海千餘里至對馬國其大官曰卑狗副曰卑奴母離所居絕島方可四百餘里土地山險多深林道路如禽鹿徑有千餘戶無良田食海物自活乘船南北市羅又南渡一海千餘里名曰瀚海至一大國官亦曰卑狗副曰卑奴母離方可

①倭人は帶方東南の大海の中にあり。山島に依りて國邑をなす。旧百餘國。漢の時に朝貢する者あり。今使訳通する所三十國なり。

②郡より倭に至るには、海岸に循いて水行し、韓國を歴て、乍く南し、乍く東して、其の北岸、狗邪韓國に到る。七千余里なり。

③始めて一海を渡ること千余里。對馬國に至る。其の大官を卑狗といひ、副を卑奴母離といふ。居する所絶島にして、方四百余里ばかり。土地山險にして深林多く、道路は禽鹿の徑の如し。千余戸あり。良田無く、海物を食して自活し船に乗って南北に市羅す。

④又、南一海を渡ること千余里。名づけて瀚海といふ。一大國に至る。官をまた卑狗といひ、副を卑奴母離といふ。方三百里ばかり。竹木叢林多く、三千ばかりの家あり。やや田地ありて、田を耕せども、なお食するに足らず。また南北に市羅す。

⑤又、一海を渡ること千余里。末盧國に至る。四千余戸あり。山海に濱いて居す。草木茂盛し、行くに前人をみず。好んで魚鱈を捕え、水深淺となく、皆沈没してこれを取る。

⑥東南、陸行すること五百里。伊都國に到る。官を爾支といひ、副を泄謨、靺婁、渠婁といふ。千余戸あり。世々王ありて、皆女王國に統屬す。郡使の往來、常に駐する所なり。

⑦東南、奴國に至るには百里。官を兜馬、靺婁といひ、副を卑奴母離といふ。一万余戸あり。東行して不彌國に至るには百里。官を多模といひ、副を卑奴母離といふ。千余家あり。南、投馬國に至るには、水行二十日。官を弥弥といひ、副を弥弥那利といふ。五万余戸ばかりあり。

⑧南、邪馬壹國に至る。女王の都する所なり。水行十日、陸行一月なり。官に伊支馬あ

①倭人は帯方郡(現北朝鮮黄海道・韓国京畿道)の東南の大洋の中にある。そびえ立つた島にクニを作っている。もとは百余か国あつた。漢の時代に朝貢した者がある。今、通詞を介し朝貢しているのは三十か国である。

女王國への行程と主要な國々

②郡(帯方郡治所)から倭に至るには朝鮮半島沿いの沿岸航法で韓國を経てしばらく南に行き、しばらく東に行き、倭の北岸の狗邪韓國に着く。七千余里(魏の一里は一説に約百九メートル、また約三百九十二メートル、約四百二十四メートル説もある。一日千里の概数とも考えられる)である。

③初めて渡洋航海をして千余里。對馬國(現長崎県對馬)に至る。その(王を輔佐する)大官を卑狗、副官を卑奴母離といふ。住んでいる所は絶海の孤島で四方は四百余里ばかりである。土地は山が険しく深い森林が多く、道は鳥や鹿の獣道のように細い。千余戸がある。良い田はなく、海産物を食べて自活。船に乗って北は韓國、南は倭国本土に行き市羅(米の購入)をしている。

④また南に海を渡ること千余里。瀚海(大海の意味)といふ。一大國(一支國=現長崎県壱岐)に至る。官をやはり卑狗、副官を卑奴母離といふ。四方は三百里ばかりである。竹木がびっしり生えた林が多く、三千ばかりの家がある。いくぶん田があるが、耕してもなお食料不足で、やはり各地で市羅をしている。

⑤また海を渡ること千余里。末盧國(現佐賀県唐津市周辺)に至る。四千余戸がある。山の迫つた海岸沿いに暮らしている。草木が茂り、前を歩く人が見えないほどである。好んで魚やアワビを捕らえ、水の深い浅いに関係なく皆潜つてこれを取っている。

⑥東南に陸路で五百里。伊都國(現福岡県前原市周辺)に至る。官を爾支、副官を泄謨、靺婁、渠婁といふ。千余戸がある。代々、王がいて、皆、女王國に服屬している。(帯方郡)の使者が往來する時は、いつも駐在する所である。

⑦東南の奴國(現福岡市博多区、春日市周辺)に至るには百里。官を兜馬、副官を卑奴母離といふ。一万余戸がある。さらにまた、東に行き不彌國に至るには百里。官を多模、副官を卑奴母離といふ。千余家がある。また南の投馬國に至るには船で二十日かかる。官を弥弥、副官を弥弥那利といふ。五万余戸ばかりがある。

邪馬壹國は女王が都するところ

⑧南に行くと邪馬壹(壹)國に至る。女王が都にしている所である。船なら十日、陸路なら一か月かかる。官に伊支馬あ

三百里多竹木叢林有三千許家差有田地耕田猶不足食亦南北市羅又渡一海千餘里至末盧國有四千餘戶濱山海居草木茂盛行不見前人好捕魚鱈水無深淺皆沈沒取之東南陸行五百里到伊都國官曰爾支副曰泄謨靺婁渠婁有千餘戶世有王皆統屬女王國郡使往來常所駐東南至奴國百里官曰兜馬靺婁副曰卑奴母離有一萬餘戶東行至不彌國百里官曰多模副曰卑奴母離有千餘家南至投馬國水行二十日官曰彌彌副曰彌彌那利可五萬餘戶南至邪馬壹國女王之所都水行十日陸行一月官有伊支

馬次曰彌馬升次曰彌馬
獲支次曰奴佳靦可七萬
餘戶自女王國以北其戶
數道里可得略載其餘旁
國遠絕不可得詳 次有
斯馬國次有已百支國次
有伊邪國次有那支國次
有彌奴國次有好古都國
次有不呼國次有姐奴國
次有對蘇國次有蘇奴國
次有呼邑國次有華奴蘇
奴國次有鬼國次有爲吾
國次有鬼奴國次有邪馬
國次有躬臣國次有巴利
國次有支惟國次有烏奴
國次有奴國此女王境界
所盡 其南有狗奴國男
子爲王其官有狗古智卑
狗不屬女王自郡至女王
國萬二千餘里男子無大
小皆黥面文身自古以來

り。次を彌馬升とい、次を彌馬獲支とい、次を奴佳靦とい、次を奴佳靦とい。七万余戸ばかりあり。女王國より以北は、その戸數道里を略載し得べくも、その余の旁國は、遠絶にして、詳らかにすることを得べからず。

⑨次に斯馬國あり。次に已百支國あり。次に伊邪國あり。次に那支國あり。次に彌奴國あり。次に好古都國あり。次に不呼國あり。次に姐奴國あり。次に對蘇國あり。次に蘇奴國あり。次に呼邑國あり。次に華奴蘇奴國あり。次に鬼國あり。次に爲吾國あり。次に鬼奴國あり。次に邪馬國あり。次に躬臣國あり。次に巴利國あり。次に支惟國あり。次に烏奴國あり。次に奴國あり。これ女王の境界の尽きる所なり。

⑩其の南に狗奴國あり。男子を王となす。其の官に狗古智卑狗あり。女王に屬さず。郡より女王國に至るは万二千余里なり。男子は大小となく皆黥面文身す。古より以來、其の使の中國に詣るもの、皆、大夫と自称す。夏后少康の子、会稽に封ぜられしに、斷髮文身し、以て蛟竜の害を避けき。今、倭の水

馬がある。次の者を彌馬升とい、その次を彌馬獲支、その次を奴佳靦とい(四等官制である)。七万余戸ばかりがある。女王國から北は、その戸數や里程をほぼ記載できるが、その他の辺境地域の國々は遠く隔たり詳細はわからない。

女王が統治するその他の辺境國

⑨次に斯馬國、次に已百支國、次に伊邪國、次に那支國、次に彌奴國、次に好古都國、次に不呼國、次に姐奴國、次に對蘇國、次に蘇奴國、次に呼邑國、次に華奴蘇奴國、次に鬼國、次に爲吾國、次に鬼奴國、次に邪馬國、次に躬臣國、次に巴利國、次に支惟國、次に烏奴國、次に奴國(重出?)がある。これが女王の(南の)境界の尽きる所である。

狗奴國の風俗は海南島そつくり

⑩その南に狗奴國がある。男子を王にしている。その官に狗古智卑狗(キクナヒコ)がいる。女王には屬していない。(帶方)郡から女王國(の南境)までは一万二千余里である。男は皆、顔と体に大小の入れ墨をしている。昔からその使者で中國に来る者は皆、大夫と自称している。夏の皇帝、少康の子が会稽郡(現浙江、福建省)に領地をもらった時、頭髮をそり、体に入れ墨をして蛟竜の害を避けた。

其使詣中國皆自稱大夫
夏后少康之子封於會稽
斷髮文身以避蛟龍之害
今倭水人好沈沒捕魚蛤
文身亦以厭大魚水禽後
稍以爲飾諸國文身各異
或左或右或大或小尊卑
有差計其道里當在會稽
東治之東 其風俗不淫
男子皆髡髮以木縣招頭
其衣橫幅但結束相連略
無縫婦人被髮屈紒作衣
如單被穿其中央貫頭衣
之種禾稻紵麻蠶桑績績
出細紵縑絲其地無牛馬
虎豹羊鵠兵用矛楯木弓
木弓短下長上竹箭或鐵
鏃或骨鏃所有無與僭耳
朱崖同 倭地溫暖冬夏
食生菜皆徒跣有屋室父
母兄弟臥息異處以朱丹

人、好んで沈没して魚蛤を捕う。文身はまたもつて大魚水禽を厭わしめし、後に稍もつて飾となすなり。諸國の文身は各々異なり。或は左、或は右、或は大、或は小にして、尊卑差あり。其の道里を計るに、當に會稽東治の東にあるべし。

⑪其の風俗淫ならず。男子は皆髡髮、木綿を以て頭に招ぐ。其の衣は橫幅にて、ただ結束して相連ね、略ぼ縫うこと無し。婦人は被髮風結す。衣を作るは單被の如く、其の中央を穿ち、貫頭これを衣る。禾稻紵麻を種え、蚕桑績績し、細紵縑綿を出だす。其の地には牛、馬、虎、豹、羊、鵠なし。兵には、矛、楯、木弓を用い、木弓は下を短く、上を長くす。竹箭は、或は鉄鏃、或は骨鏃。有無する所、僭耳、朱崖と同じ。

⑫倭地は溫暖にして、冬夏生菜を食う。皆徒跣なり。屋室ありて、父母兄弟、臥息する處を異にす。朱丹をもつてその身体を塗る。中國の粉を用うるが如くなり。食飲には邊豆を

今、倭の漁民は好んで水中に潜り魚貝を捕らえている。入れ墨は大魚や水鳥を避ける呪術(おまじない)だったが、後には少々装身の飾りにもしている。諸國の入れ墨はおのおの異なる。あるいは左、あるいは右、あるいは大きく、あるいは小さいが、身分の差を養す。その距離を計算すると、まさに會稽郡東治原(現福建省閩侯県付近)の東にあたる。

⑪そのお国ふりは淫らではない。男子は皆髡髮しており、木綿(楮の布)を頭に巻いている。その衣服は横幅の布で、ただ体に結びつなげ、ほとんど縫うことはしない。婦人は垂れ髪か結髪にしている。衣服は單衣のように作り、中央をくり抜き頭を通して着る。穀類・稲やイナジ・麻を種え、カイコを桑で飼つて糸を紡ぎ、細やかに織つた麻布、絹布、楮の布を産出する。その地には牛、馬、虎、豹、羊、カササギはいない。武器には矛、楯、木製の弓を使い、弓は(握りの)下が短く、上が長い。竹の矢に、鉄の鏃や骨の鏃をつける。習慣などは、僭耳、朱崖(現廣東省海南島)に酷似している。

倭國一般の社会システムと風物

⑫倭の土地は温暖で、冬も夏も生野菜を食べる。皆はたしである。家屋内の生活では家族が同居しているが、父母兄弟は別々の所で起居し、朱丹(赤色顔料)を身体に塗っている。ちょうど中國で白粉、紅白粉を用いるようなもの

塗其身體如中國用粉也
食飲用邊豆手食 其死
有棺無槨封土作家始死
停喪十餘日當時不食肉
喪主哭泣他人就歌舞飲
酒已葬學家詣水中澡浴
以如練沐 其行來渡海
詣中國恒使一人不梳頭
不去蟻蝨衣服垢汚不食
肉不近婦人如喪人名之
爲持衰若行者吉善共願
其生口財物若有疾病遭
暴害便欲殺之謂其持衰
不謹 出眞珠青玉其山
有丹其木有柶杼豫樟椽
櫨投櫃烏號楓香其竹篠
簞桃支有薑橘椒蘘荷不
知以爲滋味有獼猴黑雉
其俗學事行來有所云
爲輒灼骨而卜以占吉凶
先告所卜其辭如令龜法

用い、手食す。
⑭その死には、棺あれど槨なし。土を封じて冢を作る。始め死するや、喪に停ること十余日。當時肉を食せず、喪主は哭泣し、他人は就いて歌舞飲酒す。已にして葬すれば、家を奉げて水中に詣り、澡浴するは、以て練沐の如し。

⑮其の行來、海を渡りて中國に詣るとき、恒に一人をして、頭を梳らず、蟻蝨を去らず、衣服垢汚し、肉を食せず、婦人に近つかず、喪人の如くせしむ。之を名づけて持衰となす。若し行く者吉善なれば、共にその生口と財物とを願し、若し疾病あるか、暴害に遭わば、便ち之を殺さんと欲す。其れ持衰謹まらずと謂うなり。

⑯眞珠青玉を出し、其の山に丹あり。其の木に柶、杼、豫樟、椽、櫨、投、櫃、烏、號、楓、香あり。其の竹には、篠、簞、桃、支あり。薑、橘、椒、蘘、荷あれども、以て滋味たるを知らず。獼猴、黑雉あり。

⑰其の俗、事を奉げ、行來に云急する所あらば、輒ち骨を灼きて卜し、以て吉凶を占す。先ず卜する所を告ぐ。其の辭は令の如

である。飲食には竹製、木製の盃を用い、手づかみで食べる。
⑭人が死んだ時には、棺は使うが、槨(棺を入れる櫃)はない。土を盛り上げて塚を作る。人が死んだら、まず棺に納めて十余日とどめる。この間、肉食をせず、喪主は大声で泣き叫び、その他の人々は歌い舞い酒を飲む。埋葬を終えたら一回で川に行きみそぎを行つが、これは中国の練沐(葬後十三か月目の清め)のようなものである。

航海の安全を「持衰」に祈らせる

⑭その使者が海を渡つて船で中国に往來する時、いつも一人の頭髪を伸び放題にして、シラミも取らず、衣服をかたけにし、肉を食べず、婦人に近付かず、あたかも死人のように隔離する。彼を「持衰」と呼ぶ。もし一行の航海が無事成功したら共にねぎらい、奴婢と財物を与える。もし一行のだれかが病氣になつたり暴風の被害に遭つたら、彼を殺そうとする。持衰が行いを謹まなかつたからだといふ。

⑮(倭人の国では)白や青の貝玉を産し、山には丹(赤色鉱物の辰砂)がある。樹木には、柶、ドンダリの木、クスノキ、ボケ、クスギ、投(松?)、モチノキ、ツミ(山桑)、カエデがある。竹には、シノダケ、ヤダケ、トウがある。シヨウカ、タチバナ、サンシヨウ、ミヨウカもあるが、食べればおいしいことを知らない。大猿、黒シジがいる。

⑰その風習は、何かことが起き決断に迫られると、すぐに(鹿の)骨を焼いて吉凶を占う。まず占う内容を告げる。その宣告は命令のように權威がある。(中国の)亀甲を使

視火坼占兆 其會同坐
起父子男女無別人性嗜
酒 魏略曰其俗不知正
歲四節但記春耕秋收爲
年紀 見大人所敬但博
手以當跪拜其人壽考或
百年或八九十年 其俗
國大人皆四五婦下戸或
二三婦婦人不淫不妬忌
不盜竊少諍訟其犯法輕
者沒其妻子重者滅其門
戸及宗族尊卑各有差序
足相臣服 收租賦有邸
閣國國有市交易有無使
大倭監之自女王國以北
特置一大率檢察諸國畏
憚之常治伊都國 於國
中有如刺史王遣使詣京
都帶方郡諸韓國及郡使
倭國皆臨津搜露傳送文
書賜遺之物詣女王不得

し。龜法も火坼をみて兆を占う。
⑰其の會同、坐起には、父子男女の別無し。人性酒を嗜む。魏略に曰く。其の俗、正歳四節を知らず。但し春耕秋收を記し、年紀となす。大人を見るに、敬する所はただ手を博ち、以て跪拜に當つ。其の人壽考にして、或は百年、或は八九十年なり。

⑱其の俗、國の大人は、皆四五婦。下戸も或は三婦あり。婦人淫せず、妬忌せず。盜竊せざれば、諍訟も少なし。其の法を犯すや、輕き者は其の妻子を沒し、重き者は其の門戸を滅し、宗族に及ぼす。尊卑各々差序あり。相、臣服するに足る。

⑲租賦を収むるに邸閣あり。國々に市ありて、有無を交易し、大倭をして之を監せしむ。女王國より以北は、特に一大率を置き、諸國を檢察せしむ。諸國之を畏憚す。常に伊都國に治す。

⑳國中に刺史の如きあり。王、使を遣わして、京都、帶方郡、諸韓國に詣ること、及び

う方法でも火による裂け目を見て兆候を占う。

⑰その會合の席次には親子、男女の序列はない。倭人の性質は酒を好む。魏略によると、倭人はなお唐による正確な年次、四季を知らない。ただし、春耕と秋の收穫を記憶して年数を数えるのみである。裴松之の注記に一般の倭人の間では大人(上層階級の人)を見ると、ただ手を打つて敬意を表し、ひざますいて拜むことに代えている。大人は長壽者で、あるいは百歳、あるいは八、九十歳である。

⑱またその風習では、倭國の大人には皆四、五人の妻がおり、庶民でも二、三人の妻を持つ者もいる。その妻たちは淫らではなく嫉妬もしない。また、盗みをしないから争いや訴えごともない。倭人の間では法(慣習法)を犯すと、罪の輕い者は妻子を官に没収(奴婢にする)、罪の重いは親族、さらには一族全体にまで連帯責任が及ぶ。(加刑には)身分に応じ差がある。臣従の秩序は互いに安定している。

女王の「一大率」が北方諸國を監察

⑲貢納物を納めるために高殿がある。國と國とに交易が行われて市が立つていて、余剰品と不足品を交換し、「大倭」に監督させている。女王國から北には特に「一大率」を置き、諸國を監察させている。諸國はこれを畏れはばかっている。(一大率は)伊都國に治所を置き常駐している。

⑳倭國に刺史(中国の州監察官)がいるようなものである。諸國の王が使者を派遣して魏の都(洛陽)現河南洛陽

差錯下戸與大人相逢道
路逡巡人草傳辭說事或
躡或跪兩手據地爲之恭
敬對聲曰噫比如然諾
其國本亦以男子爲王
住七八十年倭國亂相攻
伐歷年乃共立一女子爲
王名曰卑彌呼事鬼道能
惑衆年已長大無夫婿有
男弟佐治國自爲王以來
少有見者以婢千人自侍
唯有男子一人給飲食傳
辭出入居處宮室樓觀城
柵嚴設常有人持兵守衛
女王國東渡海千餘里
復有國皆倭種又有侏儒
國在其南人長三四尺去
女王四千餘里又有裸國
黑齒國復在其東南船行
一年可至參問倭地絕在
海中洲島之上或絕或連

那の倭國に使用するは、皆津に臨みて撰選し、
伝送の文書、賜遺の物は、女王に詣らしめ、
差錯することを得ざらしむ。下戸、大人と道
路に相逢わば、逡巡して草に入る。辭を伝
え、事を説くには、或は躡り、或は跪き、兩
手を地に據せて、之を恭敬とす。対応の聲
には噫と曰う。おおむね然諾の如し。

④其の國、もと亦男子を以て王となす。住ま
ること七八十年、倭國亂れ、相攻伐すること
年を歴たり。乃ち一女子を共立して王とな
し、名づけて卑彌呼と曰う。

鬼道に事え、能く衆を惑わす。年已に長大
なるも、夫婦無し。男弟ありて、佐けて國を
治む。王となりてより以來、見る有る者少な
し。婢千人を以て自ら侍らしめ、唯男子一
人ありて、飲食を給し、辭を伝えて出入す。
居る處の宮室は、樓觀城柵嚴かに設け、常
に人あり、兵を持して守衛す。

⑤女王國の東、海を渡ること千余里。復た國
あるも、皆倭種なり。又、侏儒國あり。其の
南に在りて、人の長三四尺。女王を去ること

陽、帶方郡治所、諸韓國(三韓七十九か國)に行く時、
および、那の使者が倭國に行く時には皆、(伊都國の)港
で所持品の検査を受け、外交文書や賜り物、貢ぎ物のうち
女王あてのものは(大半が)転送し、間違ひがあること
は許されない。庶民が大人と道で行き会った時は、後ずさ
りして路傍の草地に身を隠す。大人に話したり説明する時
は、うずくまつたり、ひざまずいたりして、両手を地につ
け、敬いの気持ちを示す。受け答へは「ああ」という。こ
れは承知しましたというようなものである。

卑彌呼の女王共立の経緯と日常

④(女王)國も元々は男子を王にしていた。治世七、八
十年で倭國に戦亂が起き、互いに攻め合い何年にもなつた。
そこで、一人の女子を(各國の王が)擁立して王位につけ
た。その名を卑彌呼と曰う。

(卑彌呼は)呪術の道に仕え、人々を上手に眩惑させる。
既に高麗だったが、夫はなく、弟がいて、補佐して國を治
めた。王になってから姿を見た者は少ない。婢千人を自分
の周りに侍らせ、ただ一人の男子が飲食を給仕し、情報を
伝えるため居室に出入りしていた。居室は高殿と城柵を嚴
重に設け、常に武器を持った兵士が警護している。

女王連合國の東千里にも倭人國

⑤女王國の東、海を渡ること千余里。また國があるが、
皆、倭人である。さらに侏儒國(小人國)がある。それは
(東方の倭人國の)南にあり、背丈は三、四尺である。女

周旋可五千餘里 景初
二年六月倭女王遣大夫
難升米等詣郡求詣天子
朝獻太守劉夏遣吏將送
詣京都其年十二月詔書
報倭女王曰制詔親魏倭
王卑彌呼帶方太守劉夏
遣使送汝大夫難升米次
使都市牛利奉汝所獻男
生口四人女生口六人班
布二匹二丈以到汝所在
踰遠乃遣使貢獻是汝之
忠孝我甚哀汝今以汝爲
親魏倭王假金印紫綬裝
封付帶方太守假授汝其
綬無種人勉爲孝順汝來
使難升米牛利涉遠道路
勤勞今以難升米爲奉善
中郎將牛利爲奉善校尉
假銀印青綬引見勞賜遣
還今以絳地交龍錦五匹

四千余里。又、裸國、黑齒國あり。復た其の
東南に在りて、船行すること一年にして至る
べし。倭の地を參問するに、海中の洲島の上
に絶在し、或は絶え、或は連なり、周旋五
千余里ばかりなり。

④景初二年六月、倭の女王、大夫難升米等を
遣わし郡に詣り、天子に詣りて朝獻せんこと
を求む。太守劉夏、吏將を遣わし、送りて
京都に詣る。その年の十二月、詔書して、
倭の女王に報じて曰く、「親魏倭王卑彌呼に
制詔す。帶方太守劉夏、使を遣わし、汝が
大夫難升米、次使都市牛利を送り、汝が獻す
る所の、男生口四人、女生口六人、班布二匹
二丈を奉じて以て到る。汝が在る所、踰遠
なり。乃ち使を遣わして貢獻す。是、汝の
忠孝、我甚だ汝を哀れむ。今、汝を以て、親
魏倭王となし、金印紫綬を假し、裝封して帶
方の太守に付して假授せしむ。汝それ種人を
綬無し、勉めて孝順をなせ。汝が來使難升
米、牛利、遠きを涉り、道路勤勞す。今、難
升米を以て、奉善中郎將となし、牛利を奉
善校尉となし、銀印青綬を假し、引見して勞
賜遣還す。今、絳地交龍錦五匹、絳地縹粟

王國から四千余里にある。さらにまた、裸國、黑齒國があ
る。これはまた(女王國の)東南にあり、船で一年間で到
着できる。倭の地を訪れてみると、海に点在する群島の上
に孤立して存在し、あるものは孤立、あるものは連鎖し、
倭地を一巡すると五千余里ほどになる。

景初2年から10年間の外交記録

④景初二年(西曆三三八年)六月、倭の女王が大夫の難
升米たちを派遣して(帶方)郡にきて、皇帝(魏の二代、
明帝)に謁見して朝貢したいと求めてきた。太守(郡長官)
の劉夏は幕僚の將を派遣して洛陽に倭の使者たちを送らせ
た。その年の十月、皇帝は詔書を出して倭の女王に答えた。
「親魏倭王卑彌呼に詔する。帶方郡太守の劉夏が使者を派
遣して、お前の大夫の難升米、副使の都市牛利を送り、お
前が獻する男子奴婢四人、女子奴婢六人、縹縹縹の綿布
二匹二丈(五反。一匹二丈二端、反)を捧げ朝貢の礼
をとつてきた。お前のいる所ははるかに遠い。それでも使
者を派遣して貢ぎ物を献上した。これは、お前の忠誠心の
表れであり、私はお前を大変かわいく思う。よつて今、お
前を親魏倭王に任じ、金印と紫の綬(官印を携帯する紐)
を臣下を通して与え、包裹封泥して帶方の太守にことづけ
る。お前はそれで倭人たちを慰撫し、忠節を励め。お前の
使者の難升米、牛利は遠路はるばる苦勞であった。今、
難升米を奉善中郎將、牛利を奉善校尉に任じ、銀印青綬を
臣下を通して与え、引見してねぎらい帰還させる。そこで

絳地縹粟罽十張、青絳五十四、紺青五十四、答汝所獻貢直又特賜汝紺地句文錦三匹、細班華罽五張、白絹五十四、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、真珠、鉛丹各五十斤、皆裝封付、難升米、牛利、還到、錄受、悉可以示汝國中人、使知國家哀汝、故鄭重賜汝好物也。

正始元年、太守弓遵遣建中校尉梯儁等奉詔書、印綬、詔倭國、拜假倭王、並齎詔、賜金帛、錦罽、刀、鏡、采物、倭王因使上表、答謝詔恩。其四年、倭王復遣使大夫伊聲耆、掖邪狗等八人、上獻生口、倭錦、絳青、緋衣、帛布、丹木、射短弓、矢、掖邪狗等、壹拜奉善中郎將印綬。其六年、詔賜倭

罽十張、青絳五十四、紺青五十四を以て、汝が獻ずる所の貢直に答う。又、特に汝に紺地句文錦三匹、細班華罽五張、白絹五十四、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、真珠、鉛丹各五十斤を賜わり、皆裝封して難升米、牛利に付す。還りたらば錄受し、悉く以て汝が國中の人に示し、國家の汝を哀れむが故に、鄭重に汝に好物を賜うことを知らしむべし」と。

②正始元年、太守弓遵、建中校尉梯儁等を遣わし、詔書印綬を奉じて倭國に詣り、倭王に拝仰し、並びに詔を齎して、金、帛、錦、罽、刀、鏡、采物を賜う。倭王、使に因つて上表し、恩詔を答謝す。

③其の四年、倭王、復た使の大夫伊聲耆、掖邪狗等八人を遣わし、生口、倭錦、絳青、緋衣、帛布、丹木、射短弓、矢を上獻す。掖邪狗等奉善中郎將の印綬を拜す。

今、赤地に二匹の竜を描いた錦布五匹（十反）と、赤地の縹み毛織物十張（十枚）、茜染めの布五十四（百反）、濃紺の布五十四（百反）をもつて、お前の貢ぎ物の答礼とする。また、特にお前個人に（以下の物を）与える。紺地に三角の模様をあしらった錦三匹（六反）、細かな班点入りの華やかな毛織物五張（五枚）、白絹五十四（百反）、金八兩（百十一・三六グラム）、刃渡り五尺の鉄刀二振り、銅鏡百枚、貝玉と鉛丹（赤色顔料）それぞれ五十斤（十二・一三六キログラム、一斤＝十六兩）を与える。皆、包装封泥して難升米と牛利に託す。（彼らが）帰つたら、記録して受納し、ことごとくお前の國の人々に示し、魏がお前をかわいく思っているので、お前の好きな物を丁重に与えたというわけを周知させよ。

印綬、詔書と鏡などが届けられた

④正始元年（二四〇年）。（帯方郡の三代目の）太守弓遵が建中校尉の梯儁たちを派遣し、詔書と金印紫綬を捧げて倭國に行き、倭王（卑弥呼）に授けた。詔書を持っていくと共に（皇帝が個人的に賜った）金、白絹、錦、毛織物、刀、鏡などの品物を与えた。倭王は使者を派遣して上表文を提出し、詔書と下賜品への答礼をした。

⑤その四年（二四三年）、倭王はまた使者の大夫、伊聲耆の掖邪狗ら八人を派遣し、奴婢、倭の國産錦、赤青の糸で固く織つた絹の綿入れ、絹布、赤く塗つた木製の射（飛）掘り）付きの短弓と矢を献上した。掖邪狗らは奉善中郎將

難升米、黄幢付、郡假授。其八年、太守王頌到官、倭女王卑弥呼與狗奴國男王卑弥呼素不和、遣倭載斯烏越等詣郡、說相攻擊狀、遣塞曹掾史張政等、因齎詔書、黃幢、拜假難升米、爲檄告諭之。卑弥呼以死、大作冢、徑百餘步、狗葬者、奴婢百餘人、更立男王、國中不服、更相誅殺。當時殺千餘人、復立卑弥呼宗女壹與、年十三、爲王。國中遂定政等、以檄告諭壹與。壹與遣倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人、送政等、還因詣臺、獻上男女生口三十人、貢白珠五千、孔青大句珠二枚、異文雜錦二十四。

⑥其の六年、詔して、倭の難升米に黄幢を賜い、郡に付して假授せしむ。

⑦其の八年、太守王頌、官に到る。倭の女王卑弥呼、狗奴國の男王、卑弥呼と、素より和せず。倭の載斯烏越等を遣わし、郡に詣りて、相攻撃するの状を説く。塞曹掾史張政等を遣わして、因つて詔書、黄幢を齎し、難升米に拜仰せしめ、檄をなして、之を告諭す。

⑧卑弥呼以て死す。大いなる冢を作る。徑、百餘歩。狗葬者、奴婢百餘人。更に男王を立てるも國中服せず。更に相誅殺す。時に當りて千餘人を殺す。復た卑弥呼の宗女壹與、年十三なるを立てて王となし、國中遂に定まる。政等檄を以て壹與に告諭す。

⑨壹與、倭の大夫率善中郎將掖邪狗等二十人を遣わして、政等を送りて還す。因りて台に詣り、男女生口三十人を献上し、白珠五千、孔、青大句珠二枚、異文雜錦二十四を貢る。

の位と印綬を拜した。

⑩その六年（二四五年）、（魏の三代皇帝の少帝は）詔書を發して倭の難升米に黄色の軍旗（中郎將の將官旗）を賜り、（帯方）郡を通じて授与させた。

狗奴國との交戦を帯方郡に報告

⑪その八年（二四七年）、（四代目の）太守の王頌が帯方郡治所に着任した。倭の女王の卑弥呼は、狗奴國の男王の卑弥呼と以前から対立、抗争していた。倭の載斯烏越らを派遣して郡に来させ交戦状況を説明した。（太守は）塞曹掾史の張政らを派遣して、（正始六年に賜った）詔書と軍旗を難升米に与え、檄文（触れ文）を作つて言い聞かせ、画者に停載させた。

卑弥呼の後継選びを見届けた郡使

⑫卑弥呼が死んだので大きな塚を作つた。直径が百餘歩（約百四十四メートル余、一歩＝百四十四・七二センチ）。葬儀に従つる者は奴婢百餘人。再度、男王を立てたが各國は承服せず、互いに殺戮が行われ千餘人が殺された。そこでまた、卑弥呼の一族の壹與と呼ぶ十二歳の女子を立てて王にして國中がようやく安定した。張政らが檄文で壹與に祝意を告げた。

⑬壹與は倭の大夫の率善中郎將掖邪狗ら二十人を派遣し、張政らを送らせた。そのまま洛陽の政庁に行き、男女奴婢三十人を献上し、白い貝玉五千粒と、青色の大きな勾玉一個、またら模様の錦二十匹（四十反）を貢納した。